

青森県公衆浴場入浴料金協議会

日時 令和5年1月27日（金）
13:00～
場所 ウエディングプラザアラスカ
2階 ガーネット

次 第

- 1 開 会
- 2 青森県健康福祉部保健衛生課長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長選任
- 5 委員長あいさつ
- 6 協議 「公衆浴場入浴料金の統制額について」
- 7 閉 会

青森県公衆浴場入浴料金協議会委員名簿・出席者名簿

(委員)

(任期: 令和4年12月5日から統制額指定日まで)

学識経験者	ヌマタ サトシ 沼田 郷	青森大学 総合経営学部教授
	キタヤマ タツロウ 北山 達郎	株式会社日本政策金融公庫 青森支店 国民生活事業 事業統括
	コン ヨシノブ 今 良暢	東北税理士会青森県支部連合会 副会長
利用者代表	ツキダテ リヒロ 月館 法弘	特定非営利活動法人青森県消費者協会 常務理事
	トノサキ レイコ 外崎 れい子	青森県地域婦人団体連合会 会長
	ツシマ アキホ 對馬 明帆	青森市油川地区民生委員児童委員協議会 会長
	アキタヤ ヨウコ 秋田谷 洋子	公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会 会長
業者代表	サワダ ミノル 沢田 禮	公衆浴場経営者 (青森県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長)
	オオダテ ミツオ 大館 光雄	公衆浴場経営者 (青森県公衆浴場業生活衛生同業組合 副理事長)
	カワシマ カズヒコ 川嶋 和彦	公衆浴場経営者 (青森県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事)
	クドウ タカテル 工藤 卓輝	公衆浴場経営者

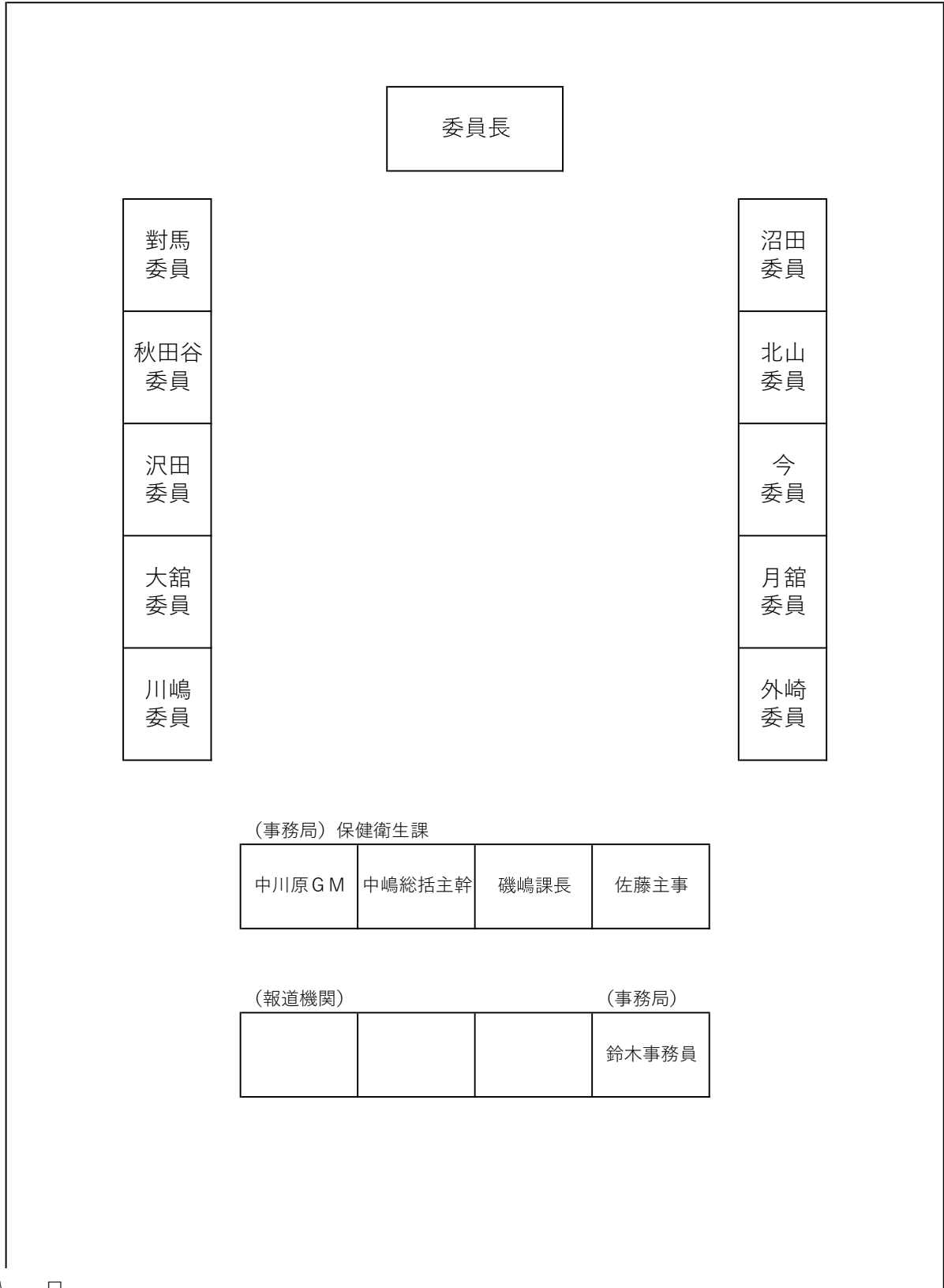
欠席

事務局 (青森県)	磯嶋 隆	健康福祉部保健衛生課長
	中川原 悦基	同 生活衛生グループマネージャー
	中嶋 朋子	同 同 総括主幹
	佐藤 留美	同 同 主事
	鈴木 隆世	同 事務員

青森県公衆浴場入浴料金協議会 席図

日時：令和5年1月27日（金）13：00～

場所：ウエディングプラザアラスカ 2階ガーネット



青森県公衆浴場入浴料金協議会資料

日時 令和5年1月27日（金）13：00～

場所 ウエディングプラザアラスカ ガーネット

資 料 目 次

- 1 青森県公衆浴場入浴料金協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 公衆浴場入浴料金の統制額の指定について・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 本県の公衆浴場施設数の推移・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 本県の公衆浴場入浴料金の推移・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 都道府県別公衆浴場入浴料金・・・・・・・・・・・・・・ 5～6
- 6 令和4年度公衆浴場経営実態調査について・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7 公衆浴場経営実態調査結果等の推移・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 8 公衆浴場入浴料金の試算方法について（令和4年度）・・・・・・・・ 9
- 9 令和4年度公衆浴場入浴料金試算表・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 10 石油製品価格等の推移・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 11 関係法令等・・・・・・・・・・・・・・ 12～14
- 12 公衆浴場入浴料金改定要望書（写）（別冊）

青森県公衆浴場入浴料金協議会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、物価統制令第4条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を知事が指定するに当たって、あらかじめ関係者の意向を把握するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2 この協議会は、青森県公衆浴場入浴料金協議会と称する。

(協議会の構成)

第3 協議会の委員の構成は、下表の当該各欄に掲げるとおりとする。

委員の構成		人 員	
1	学識経験を有する者	3	人
2	利用者を代表する者	4	人
3	公衆浴場を経営する者	4	人

(組織)

- 第4 協議会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の中から互選する。
 - 3 副委員長は、委員長が選任する。
 - 4 委員長は、協議会を運営し、これを代表する。
 - 5 委員長に事故あるとき、又は不在のとき、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5 協議会は、必要に応じて知事が招集する。

(任期)

第6 委員の任期は、統制額の指定の日までとする。

(費用の負担)

第7 協議会出席に要する費用は、県の負担とする。

(会議の事務)

第8 協議会に関する事務は、健康福祉部保健衛生課において処理する。

(その他)

第9 その他必要な事項は、その都度知事が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

1 公衆浴場入浴料金の統制額

(1) 公衆浴場の入浴料金

公衆浴場入浴料金は、「物価統制令」第4条に基づく「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」第2条の規定により、その統制額を知事が指定することとされており、公衆浴場業者は指定された統制額を超える料金を徴収できない。

統制額の対象となる公衆浴場は一般公衆浴場であり、その他の公衆浴場（サウナ風呂等9種類）については統制額の対象ではない。

(2) 統制額の指定手続

国の通知により、統制額の指定（改定）に当たって、県は公衆浴場の経営実態調査を行うとともに、関係者からなる協議会等を設置し十分に意見を聞くこととされている。

(3) 本県の公衆浴場入浴料金統制額

現在の本県の統制額は次のとおりである。

<平成28年3月施行>

① 12才以上	(大人)	450円	(H28改定前)	420円)
② 6才以上12才未満	(中人)	150円	(同)	150円)
③ 6才未満	(小人)	60円	(同)	60円)

2 入浴料金統制額の改定要望

令和4年9月16日に、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合から県に対して、入浴料金統制額の改定要望書が提出された。

本県の公衆浴場施設数の推移

年度	一般公衆浴場（物価統制令適用）							その他の公衆浴場（物価統制令適用外）		合計		
	一般 （私营・沸湯）		温泉利用	公立		合計						
52	298		44	15		357		68		425		
57	259		93	22		374		99		473		
62	224		146	22		392		118		510		
元	204		159	23		386		123		509		
5	158		165	39		362		124		486		
6	151		166	46		363		117		480		
7	142		169	54		365		111		476		
8	137		173	63		373		106		479		
9	130		170	66		366		112		478		
10	122		176	68		366		110		476		
11	117		179	69		365		113		478		
12	119		182	74		375		110		485		
13	112		189	67		368		111		479		
14	110		191	70		371		107		478		
15	108		189	70		367		106		473		
16	108		188	71		367		110		477		
17	93		191	69		353		112		465		
18	88		196	65		349		123		472		
19	77		210	67		354		134		488		
20	73	56	208	176	64	61	345	293	136	115	481	408
		17		32		3		52		21		73
21	67	52	207	175	64	61	338	288	143	118	481	406
		15		32		3		50		25		75
22	66	52	204	171	70	67	340	290	143	118	483	408
		14		33		3		50		25		75
23	68	51	200	171	69	66	337	288	142	118	479	106
		17		29		3		49		24		73
24	54	44	208	174	69	65	331	283	143	119	474	402
		10		34		4		48		24		72
25	52	43	209	177	66	63	327	283	139	116	466	399
		9		32		3		44		23		67
26	48	40	206	174	67	64	321	278	138	117	459	395
		8		32		3		43		21		64

上段：県 下段（平成20年度以降）：青森市

本県の公衆浴場入浴料金の推移

(単位:円)

区分 施行日	大人(12歳以上)			中人(6歳以上12歳未満)			小人(6歳未満)		
	料金	引上額	引上率	料金	引上額	引上率	料金	引上額	引上率
S50. 11. 1	115	—	—	50	—	—	40	—	—
S51. 12. 20	135	20	17%	70	20	40%	50	10	25%
S53. 11. 1	155	20	15%	70	0	0%	50	0	0%
S54. 2. 1	165	10	6%	70	0	0%	50	0	0%
S54. 9. 10	180	15	9%	70	0	0%	50	0	0%
S55. 7. 1	210	30	17%	90	20	29%	50	0	0%
S56. 11. 20	220	10	5%	100	10	11%	50	0	0%
S58. 3. 1	235	15	7%	110	10	10%	50	0	0%
S60. 10. 1	250	15	6%	120	10	9%	50	0	0%
H1. 8. 1	265	15	6%	120	0	0%	50	0	0%
H4. 8. 1	300	35	13%	140	20	17%	60	10	20%
H9. 7. 29	350	50	17%	150	10	7%	60	0	0%
H18. 7. 1	390	40	11%	150	0	0%	60	0	0%
H20. 10. 20	420	30	8%	150	0	0%	60	0	0%
H28.3.1	450	30	7%	150	0	0%	60	0	0%
過去10回 平均引上額(率)	—	27	10%	—	8	8%	—	1	2%

都道府県別公衆浴場入浴料金（令和5年1月1日現在）

	都道府県	入浴料金(円)				改定年度 (施行)
		大人	中人	小人	洗髪	
1	北海道	480	140	70		R 4
2	青森	450	150	60		H27
3	岩手	480	170	80		R 2
4	宮城	480	160	90		R 4
5	秋田	460	130	90		H30
6	山形	300	120	80		H 7
7	福島	450	150	90		H30
8	茨城	350	130	70		H 9
9	栃木	420	180	90		H26
10	群馬	400	180	80		H26
11	埼玉	480	180	70		R 4
12	千葉	480	170	70		R 4
13	東京	500	200	100		R 4
14	神奈川	500	200	100		R 4
15	新潟	480	150	70		R 4
16	富山	440	160	60		R 1
17	石川	460	130	50		R 1
18	福井	450	160	70		R 2
19	山梨	430	170	70		R 1
20	長野	400	150	70		H25
21	岐阜	460	160	80		R 1
22	静岡	450	180	90		R 1
23	愛知	460	150	70		R 4
24	三重	440	150	70		R 2
25	滋賀	450	150	100		R 2
26	京都	490	150	60		R 4
27	大阪	490	200	100		R 3
28	兵庫	450	160	60		R 1
29	奈良	440	160	80		R 1
30	和歌山	440	150	80		R 1
31	鳥取	450	150	80		R 3
32	島根	350	130	70		H17
33	岡山	450	200	100		R 4
34	広島	480	200	100		R 4
35	山口	450	160	80		R 4
36	徳島	450	150	70		R 4
37	香川	400	150	60		H27
38	愛媛	400	150	60		H26
39	高知	400	150	60		H26
40	福岡	450	180	70		R 1
41	佐賀	280	130	80	50	H 8
42	長崎	350	150	80		H18
43	熊本	450	150	80		R 4
44	大分	430	160	80		R 4
45	宮崎	350	130	60		H19
46	鹿児島	420	150	80		R 1
47	沖縄	370	170	100		H17
	平均	433.8	158.5	77.2		

料金別都道府県数
(大人料金)

大人料金	都道府県数
280円	1
300円	1
350円	4
370円	1
400円	5
420円	2
430円	2
440円	4
450円	12
460円	4
480円	7
490円	2
500円	2
計	47

改正年度別都道府県数

年度	都道府県数
H10以前	3
H11-15	0
H16-20	4
H21-25	1
H26-30	8
R1	10
R2	4
R3	2
R4	15
計	47

都道府県別公衆浴場入浴料金引上額・率（令和4年度改定都道府県分）

（単位：円）

	都道府県	R4改定後									改定前		
		大人			中人			小人			大人	中人	小人
		料金	引上額	引上率	料金	引上額	引上率	料金	引上額	引上率	—	—	—
1	北海道	480	30	7%	140	0	0%	70	0	0%	450	140	70
4	宮城	480	40	9%	160	20	14%	90	10	13%	440	140	80
11	埼玉	480	30	7%	180	0	0%	70	0	0%	450	180	70
12	千葉	480	30	7%	170	0	0%	70	0	0%	450	170	70
13	東京	500	20	4%	200	20	11%	100	20	25%	480	180	80
14	神奈川	500	10	2%	200	0	0%	100	0	0%	490	200	100
15	新潟	480	40	9%	150	0	0%	70	0	0%	440	150	70
23	愛知	460	20	5%	150	0	0%	70	0	0%	440	150	70
26	京都	490	40	9%	150	0	0%	60	0	0%	450	150	60
33	岡山	450	20	5%	200	40	25%	100	30	43%	430	160	70
34	広島	480	30	7%	200	0	0%	100	0	0%	450	200	100
35	山口	450	30	7%	160	10	7%	80	0	0%	420	150	80
36	徳島	450	50	13%	150	0	0%	70	0	0%	400	150	70
43	熊本	450	50	13%	150	0	0%	80	0	0%	400	150	80
44	大分	430	50	13%	160	10	7%	80	10	14%	380	150	70
	平均	471	33	7%	168	7	4%	81	5	6%	438	161	76

令和4年度公衆浴場経営実態調査について

1 目的

県内における公衆浴場について、その経営の実態を調査し、知事が公衆浴場入浴料金統制額を指定する際の基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査実施期間

調査は、令和4年10月17日から11月30日の間で実施した。

3 調査方法

公衆浴場の入浴料金の統制額の指定について（昭和48年11月14日環衛第233号）に基づき、聞き取り及び帳簿閲覧等により行った。

4 調査対象期間

調査対象期間は、令和3年1月から12月とした。

5 調査施設数等

入浴料金統制額の適用を受ける県内の一般公衆浴場で、私営・沸かし湯に分類される34施設のうち、32%にあたる11施設を選定して調査を実施した。

このうち、回答があった施設は10施設であった。

公衆浴場実態調査結果等の推移

月額平均(円)

区分	H20		H21	H23	H25	H27		R4
	実態調査(H19)	実態調査を元に推計	実態調査	実態調査	実態調査	実態調査	実態調査を元に推計	実態調査
調査施設数	9施設	9施設	16施設	17施設	13施設	13施設	10施設	10施設
人件費	292,833	325,846	398,246	525,724	579,236	345,364	352,314	550,012
物件費	723,494	748,616	1,014,944	1,038,219	1,156,367	919,649	811,465	1,157,822
用水費	12,523	12,523	18,616	18,581	49,772	19,529	19,529	18,083
燃料費	181,588	259,536	270,020	246,792	294,245	303,324	243,263	218,193
光熱費	94,921	94,921	115,526	149,663	166,018	158,454	158,454	201,024
消耗品費・備品費	22,131	22,131	33,356	44,235	40,642	26,495	26,495	33,102
修繕費	25,026	25,026	39,583	33,290	38,993	24,595	24,595	50,036
賃借費	2,889	2,889	15,362	62,903	95,642	10,207	10,207	125,143
保険料	8,543	8,543	14,081	20,299	25,199	11,662	11,662	24,466
会費等	12,337	12,337	12,507	12,828	10,578	8,890	8,890	7,514
減価償却費	149,463	149,463	170,735	165,708	137,226	128,685	128,685	170,441
建物再調達費	44,109	44,109	81,488	82,360	67,807	63,722	63,722	64,275
公租公課	34,165	34,165	35,777	33,693	37,317	32,710	32,710	65,928
支払利子	31,717	31,717	71,713	32,899	18,717	22,536	22,536	18,319
資本報酬	85,155	32,329	84,554	87,951	127,741	78,381	30,258	106,345
諸経費	18,927	18,927	51,626	47,017	46,470	30,459	30,459	54,953
支出合計	1,016,327	1,074,462	1,413,190	1,563,943	1,735,603	1,265,013	1,163,779	1,707,834

入浴収入	844,124	844,124	1,142,820	1,322,846	1,399,387	967,308	967,308	1,286,364
雑収入	58,482	58,482	76,959	111,529	126,982	61,491	61,491	75,430
収入合計	902,606	902,606	1,219,779	1,434,375	1,526,369	1,028,799	1,028,799	1,361,794

月平均営業日数		26.5	26.5	26.9	27.6	27.6	27.1	27.1	26.9
1日平均入浴者数	大人	83.7	83.7	99.0	112.3	120.9	86.5	86.5	109.7
	中人	4.5	4.5	4.6	4.3	2.8	2.5	2.5	1.8
	小人	3.5	3.5	3.5	2.7	2.1	2.1	2.1	1.3
	合計	91.7	91.7	107.1	119.3	125.8	91.1	91.1	112.8
	大人換算	86.5	86.5	101.8	114.8	122.6	88.0	88.0	110.7
試算額	大人	418	443	488	459	473	505	462	548
	中人	184	195	234	220	203	217	199	236
	小人	92	97	102	100	95	101	92	104
入浴料金統制額	大人	(390)	(420)	(420)	(420)	(420)	(450)	450	
	中人	(150)	(150)	(150)	(150)	(150)	(150)	150	
	小人	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	(60)	60	

公衆浴場入浴料金の試算方法について（令和4年度）

1 大人の入浴料金の試算方法について

入浴料金試算額は、支出合計と収入合計が等しくなるように算出する。

$\text{支出合計} = \text{収入合計} (\text{入浴収入} + \text{雑収入}) \quad (\text{いずれも月額})$
$\text{入浴収入} (\text{月額}) = \text{大人の入浴料金} \times \text{1日平均入浴者数} \times \text{月平均営業日数} \quad (\text{大人換算})$

< 1日平均入浴者数（大人換算）の算出方法 >

1日平均入浴者数（大人換算）は、中人及び小人について次により算出した大人換算の入浴者数に、大人の入浴者数を加えて算出する。

$\text{中(小)人の大人換算入浴者数} = \text{中(小)人の入浴者数} \times \frac{\text{中(小)人の入浴料金}}{\text{大人の入浴料金}}$

(中人・小人入浴料金の大人料金に対する割合)

施行日	大人 A	中人 B	小人 C	B/A	C/A
S 55. 7. 1	210円	90円	50円	0.43	0.24
S 56. 11. 20	220	100	50	0.45	0.23
S 58. 3. 1	235	110	50	0.47	0.21
S 60. 10. 1	250	120	50	0.48	0.20
H 1. 8. 1	265	120	50	0.45	0.19
H 4. 9. 1	300	140	60	0.47	0.20
H 9. 7. 29	350	150	60	0.43	0.17
H 18. 7. 1	390	150	60	0.38	0.15
H 20. 10. 20	420	150	60	0.36	0.14
H 28. 3. 1	450	150	60	0.33	0.13
平均	—	—	—	0.43	0.19

2 中人及び小人の入浴料金の試算方法について

中人及び小人の入浴料金の試算額は、1で求めた大人の入浴料金に次の割合を乗じて算出する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 中人の入浴料金試算額 = 大人の入浴料金試算額 × 0.43 ・ 小人の入浴料金試算額 = 大人の入浴料金試算額 × 0.19 |
|--|

3 支出額推計について

試算に用いる支出額については、実態調査の金額に燃料費変動分を加味する等、必要に応じ補正を加え、現在における支出額を推計する。

令和4年度公衆浴場入浴料金試算表

科目	R4実態調査 (R3月平均)	R4推計	R4指数 (R3年を100)	備考
1 人件費	550,012	550,012		
(事業主)	(118,700)	(118,700)		実績のとおり
(従業員)	(208,933)	(208,933)		〃
(パート)	(222,379)	(222,379)		〃
(調整)				
2 用水費	18,083	18,083		実績のとおり
3 燃料費	218,193	250,873		内訳のとおり推計
(重油)	(189,246)	(221,039)	116.8	調査時からの変更分を見込んで推計
(灯油)	(2,763)	(3,293)	119.2	〃
(軽油)	(0)	(0)	111.3	〃
(ガソリン)	(3,683)	(4,040)	109.7	〃
(その他)	(22,501)	(22,501)		実績のとおり (薪)
4 光熱費	201,024	201,024		実績のとおり
5 備品消耗品費	33,102	33,102		〃
6 修繕費	50,036	50,036		〃
7 賃借費	125,143	125,143		〃
8 保険料	24,466	24,466		〃
9 会費等	7,514	7,514		〃
10 減価償却費	170,441	170,441		〃
11 建物再調達費	64,275	64,275		〃
12 公租公課	65,928	65,928		〃
13 支払利子	18,319	18,319		〃
14 資本報酬	106,345	50,541		全国の構成比(平均3.0%)を用いて推計
15 諸経費	54,953	54,953		実績のとおり
支出計	1,707,834	1,684,710	①	
入浴収入	1,286,364	1,286,364		実績のとおり
雑収入	75,430	75,430	②	〃
収入計	1,361,794	1,361,794		〃
月平均営業日数	26.9	26.9	③	実績のとおり
一日平均入浴者数	大人	109.7	109.7	実績のとおり
	中人	1.8	1.8	〃
	小人	1.3	1.3	〃
	合計	112.8	112.8	〃
	大人換算	110.7	110.7	④
試算額	大人	548.2	540.4	⑤
	中人	235.7	232.4	⑥
	小人	104.2	102.7	⑦

(入浴料金試算額の算出式)

$$\text{○大人の試算額⑤} = \frac{\text{①支出額} - \text{②雑収入}}{\text{③月平均営業日数} \times \text{④大人換算 1日平均入浴者数}}$$

$$\text{○中人の試算額⑥} = \text{大人の試算額} \times 0.43 \text{ (※)}$$

$$\text{○小人の試算額⑦} = \text{大人の試算額} \times 0.19 \text{ (※)}$$

※大人料金に対する料金の割合 (過去10回)

石油製品価格等の推移

		R1年 (2019)	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	備考
A重油	価格	80.3	67.7	83.7	97.8	石油情報センター調
	指数 (R3を100)	95.9	80.9	100.0	116.8	
灯油	価格	85.8	74.9	90.7	108.1	石油情報センター調
	指数 (R3を100)	94.6	82.6	100.0	119.2	
軽油	価格	125.5	113.4	132.3	147.2	石油情報センター調
	指数 (R3を100)	94.9	85.7	100.0	111.3	
ガソリン	価格	144.0	131.9	151.0	165.7	石油情報センター調
	指数 (R3を100)	95.4	87.4	100.0	109.7	
消費者物価指数	指数 (R2を100)	100.3	100.0	98.8	99.2	小売物価統計調査
	指数 (R3を100)	101.5	101.2	100.0	100.4	

- ・A重油: 小型ローリーの価格を円/Lに換算。東北地区の価格（税抜き。R4は11月まで）
- ・灯油: 民生用18Lの店頭価格を円/Lに換算。青森県の価格（税込み。R4は12月まで）
- ・軽油: 1Lの店頭価格。青森県の価格（税込み。R4は12月まで）
- ・ガソリン: レギュラーガソリン1Lの店頭価格。青森県の価格（税込み。R4は12月まで）
- ・消費者物価: 食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合の消費者物価。青森市の物価（R4は11月まで）

関係法令等

○物価統制令（昭和 21 年 3 月 3 日勅令第 118 号）

第一条 本令ハ終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ安定ヲ図ルヲ目的トス

第三条 価格等ニ付第四条及第七条ニ規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ第七条第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四条 主務大臣物価ガ著シク昂騰シ又ハ昂騰スル虞アル場合ニ於テ他ノ措置ニ依リテハ価格等ノ安定ヲ確保スルコト困難ト認ムルトキハ第七条ニ規定スル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該価格等ニ付其ノ統制額ヲ指定スルコトヲ得

○物価統制令施行令（昭和 27 年 7 月 31 日政令第 319 号）

（都道府県が処理する事務等）

第十一条 次に掲げる主務大臣の職権に属する事務は、主務大臣において都道府県知事が処分する旨を定めた価格等については、都道府県知事が行う。

- 一 令第三条第一項 但書の規定による許可
- 二 令第八条ノ二 但書の規定による別段の定及び許可

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

3 第一項の場合においては、令及びこの政令中同項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

4 第一項各号に掲げる主務大臣の職権及び令第四条の規定による指定は、主務大臣において地方行政機関の長が処分する旨を定めた価格等については、地方行政機関の長が行う。

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 32 年 9 月 12 日厚生省令第 38 号）

（公衆浴場入浴料金）

第一条 公衆浴場入浴料金は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされている統制額の指定をすることができる価格等とする。

2 前項の公衆浴場入浴料金の区分は、次のとおりとする。

- 一 十二才以上の者についての入浴料金
- 二 六才以上十二才未満の者一人についての入浴料金
- 三 六才未満の者一人についての入浴料金

（都道府県知事による統制額の指定）

第二条 都道府県知事は、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項の規定に基づき、前条第一項に規定する公衆浴場入浴料金につき、その統制額を指定するものとする。この場合においては、前条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する公衆浴場入浴料金の区分として、年齢その他必要な事情を考慮して、入浴者の洗髪についての料金の区分を設けることができる。

**○公衆浴場の入浴料金の統制額の指定について(昭和48年11月14日環衛第233号)
(各都道府県公衆浴場主管部(局)長宛厚生省環境衛生局環境衛生課長通知)**

標記については、昭和四十八年十一月十四日環衛第二三二号をもつて環境衛生局長より貴都道府県知事あて通知したところであるが、今回の公衆浴場経営実態調査要綱の改正内容及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定(以下単に「指定」という。)に関して留意すべき主な事項は、左記のとおりであるので、これが円滑な実施に格段の配慮をお願いする。

おつて、前記環境衛生局長通知及びこの通知に則して、公衆浴場入浴料金の統制額の最初の改定を行つた場合には、その算定に関する諸資料を付して当課あて報告されたい。

記

第一 公衆浴場経営実態調査要綱の改正内容

今回の改正は、公衆浴場経営の実態の変化等にかんがみ、支出調査項目を次のように拡大するとともに、所要の整理をしたものであること。

- 1 人件費の項目に事業主の人件費も含めること。
- 2 資本報酬及び支払利子を支出調査項目とすること。
- 3 公租公課の項目には、公衆浴場経営にかかるすべての公租公課を含めること。
- 4 建物再調達費を支出調査項目とすること。

第二 指定に関して留意すべき事項

1 公衆浴場経営実態調査の対象公衆浴場

指定の基礎として行われる公衆浴場経営実態調査の対象とする公衆浴場の規模の基準については、公衆浴場の確保がとくに必要である等特別な事情がある場合には、平均的な水準を若干下回る水準としても差し支えないこと。

2 資本報酬等の算定

指定の際見込む資本報酬については、他の公益事業等との均衡等から自己資本の一〇%程度として算定することが適当であること。また、支払利子は、施設設備資金等直接公衆浴場経営にかかる借入金の支払利子にかぎり、実態を基礎にして算定すること。

3 営業費用の算定

(1) 指定の際見込む営業費用の項目は、おおむね(3)に掲げるとおりであり、その算定にあつては、各項目ごとに、当該算定対象期間内において予測される物価及び人件費水準並びに公衆浴場入浴者数等の社会的経済的要因の変動を考慮して行うこと。この場合、算定対象期間は、原則として一年間とすることが適当であること。

(2) 用水費、燃料費等営業費用の中で標準化が可能なものについては、実態との調整に配慮しつつ、できるだけ標準化して算定すること。

(3) 営業費用の算定にあたり留意すべき事項はおおむね次のとおりであること。

ア 人件費

(ア) 人件費には、事業主の給与相当額(法人経営の場合は、従業員を兼務する役員で当該法人を代表する者の給与を含む。)及び従業員(家族専従者を含む。)の給与のほか、臨時の非常勤従業員の給与、従業員の退職給与金等を含むこと。

(イ) 人件費の算定に必要となる従業員数(事業主を含む。)については、昭和四十六年の厚生省の浴場業実態調査結果によつて標準化すれば次の表のとおりであること。ただし、この標準人員数と実態人員数との間に著しい開差がある場合には、さしあたり実態人員数を用いることはやむを得ないこと。

1日当たり入浴者数		標準人員
	一〇〇人未満	二・〇〇人
一〇〇人以上	一五〇人未満	二・二二
一五〇人以上	二〇〇人未満	二・六六
二〇〇人以上	二五〇人未満	三・〇九
二五〇人以上	三〇〇人未満	三・五三
三〇〇人以上	三五〇人未満	三・九七
三五〇人以上	四〇〇人未満	四・四〇
四〇〇人以上	四五〇人未満	四・八四
四五〇人以上		五・〇六

(ウ) 人件費の算定に必要となる人件費水準については、単に従前の公衆浴場従業者の人件費の推移のみならず、類似の職種における水準との格差の縮小に努めるよう配慮すること。なお、この際参考となるものには、当該地域の一般中小企業における人件費水準、毎月勤労統計、春期賃上げ状況等があること。

イ 用水費

上水道使用料及び下水道使用料とすること。

ウ 燃料費

重油その他の燃料(営業用自動車、湯屋暖房等に必要な燃料を含む。)の購入費とすること。

エ 光熱費

電気使用料とすること。

オ 消耗品費

燃料費及び修繕費に含まれない消耗品(原材料及び清掃、照明等の業務用消耗器材器具を含む。)の購入費とすること。

カ 修繕費

公衆浴場業に供する施設(土地、建物等)及び設備を通常の状態において保守し、維持するために必要な修繕料とすること。したがって、修繕のための原材料購入費を含み、資産の帳簿価額の増加の原因となるような大修繕のための費用は除かれること。

キ 賃借料

公衆浴場業に必要な借地料、借家料等とすること。

ク 備品費

公衆浴場業の用に供する施設に付帯する設備備品及び営業用自動車以外の什器備品の購入費とすること。

ケ 保険料等

公衆浴場業の用に供する施設の火災保険料等とすること。

コ 旅費及び交通費

公的機関に対する業務連絡、関係団体の行う会合への出席等に必要な旅費及び交通費とすること。

サ 会費及び交際費

公衆浴場業の関係団体会費その他公衆浴場の経営のために直接必要と認められる交際費とすること。

シ 減価償却費

公衆浴場業の用に供する事業用固定資産であつて当該算定対象期間を通じて保有し、又は当該期間中に増加すると予測されるものの取得価額又は帳簿価額について行う減価償却費とすること。この場合、減価償却は、定額法により行うものとし、減価償却資産の残存価格及び耐用年数は税法関係法令に定めるところによること。

ス 公租公課

公衆浴場経営にかかるすべての公租公課とすること。したがって、事業主の給与相当額にかかる所得税、都道府県民税及び市町村民税は除かれるものであること。

セ その他の諸経費

以上の営業費用以外の公衆浴場経営に必要な事務及び業務のための経費(広告料、保管料等)とすること。

4 建物再調達費の算定

指定の際見込む建物再調達費は、当面、貸借対照表の資産の部に計上される前期末における建物(その従物を含む。)の帳簿価格の五%程度として算定することが適当であること。